

岡山市屋外広告物条例（平成7年市条例第51号）第30条第1項に規定する岡山カルチャーゾーン屋外広告物モデル地区における広告物及び広告物を掲出する物件の設置の基準

【歴史地区、旭川河畔地区、都心文化地区、出石町地区】

1 共通基準

- (1) 広告物又は広告物を掲出する物件は、できる限り敷地内に収め、道路境界からできるだけ後退した位置に設置すること。
- (2) 広告物又は広告物を掲出する物件は、周囲の建築物や広告物と形状、色彩、意匠等の調和のとれたものとする。
- (3) 広告物の地色は、けばけばしい色（彩度8以上）及び暗色（明度3未満）を使用しないこと。ただし、はり紙・はり札、立看板等及び伝統的な技法・素材を使った色彩やそれに類する色彩は対象外とする。（ここにおける「彩度」又は「明度」とは、日本産業規格のマンセル表色系の彩度又は明度をいう。）
- (4) 都心文化地区及び出石町地区の広告物は表示面積の3分の1を超えてけばけばしい色を使用しないこと。また、歴史地区及び旭川河畔地区の広告物は、表示面積の4分の1を超えてけばけばしい色を使用しないこと。ただし、はり紙・はり札、立看板等及び伝統的な技法・素材を使った色彩やそれに類する色彩は対象外とする。
- (5) 掲出物件の色は、原則けばけばしい色を使用しない。
- (6) 表示内容は、文字や絵を少なくする等工夫し、単純、かつ、品位のあるものとする。
- (7) 路上にのぼり旗や立看板などの広告物を設置することを禁止する。
- (8) デジタルサイネージにおいて、過度にまぶしいものでないこと、大音量を流すものでないこと、画面が目まぐるしく変わる等、交通安全上支障をきたすものでないこと等、騒々しい景観にならないものとする。また、夜間には明るさを抑える等周辺の景観にも十分配慮すること。
- (9) 建物利用広告物、建物敷地内広告物、野立広告物のうち、自家広告、管理広告以外の広告物は禁止する。ただし、道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物又はこれらの掲出物件についてはこの限りではない。
- (10) 歴史地区の広告物は1表示面あたり1㎡以下とし、かつ事業所当たりの合計面積は5㎡以下とすること。ただし、文化的・歴史的な街並みに調和し、良好な景観の形成に寄与すると認められるものについてはこの限りではない。
- (11) 上記共通基準及び広告物等の種類ごとの掲出基準に適合しない広告物で、公共性があり、かつ、デザイン性が高いものについては、岡山市景観条例第31条に規定する岡山市景観審議会に付議し、表示又は掲出を許可することができる。

2 広告物等の種類ごとの基準

広告物等の種類	掲出基準
屋上広告物	(1) 屋上広告物は原則禁止とする。ただし、文化的・歴史的町並みに調和し、良好な景観の形成に寄与すると認められるものについてはこの限りではない。

突出し広告物	<p>(1) 1壁面に1列以下を原則とする。一方の面が0.5㎡以下で、かつ、2階以下に掲出するものは、この限りでない。</p> <p>(2) 同じ列に設置するもの及び同じ壁面に設置するものは、形状、色彩、意匠等に統一性を持たせること。</p> <p>(3) 支持は、目立たないよう、形状、色彩、意匠等を工夫したものであること。</p> <p>(4) 広告物の地上から上端までの高さは1.5m以下とする。</p>
壁面広告物	<p>(1) 窓面広告物は、原則として禁止する。</p> <p>(2) 2個以上掲出する場合は、集合化を図り、形状、色彩、意匠等に統一性を持たせること。</p> <p>(3) できる限り、箱文字（文字を形どった箱状又は板状の広告物で、板面をもたないもの）で表示すること。</p> <p>(4) 箱文字以外の広告物の地上から上端までの高さは1.5m以下とする。なお、高さ1.5m以下に設置した壁面広告は、高さ1.5m以下の部分の1壁面の面積に応じて、岡山市屋外広告物規則別表第2の壁面広告物の1壁面の利用割合限度の基準を満たすこと。</p>
壁面利用懸垂幕 懸垂幕掲出装置	<p>(1) 2個以上掲出する場合は、集合化を図り、形状、色彩、意匠等に統一性を持たせること。</p> <p>(2) 懸垂幕掲出装置は、目立たないよう、形状、色彩、意匠等を工夫したものであること。</p> <p>(3) 広告物の地上から上端までの高さは1.5m以下とする。なお、1壁面の利用割合限度は、上記壁面広告物(4)の基準を満たすこと。</p>
建物敷地内広告物	<p>(1) テナントビルにあつては、各テナント名等の表示は、集合広告とすること。また、広告板は、原則として、前面道路に平行な面を掲出面とすること。</p> <p>(2) 広告板及び広告塔の脚部は、目立たないよう、形状、色彩、意匠等を工夫したものであること。</p> <p>(3) のぼり旗等を設置する場合は、形状、色彩、意匠等に統一性を持たせること。</p> <p>(4) 広告塔及び広告板の高さは6m以下とすること。</p>

・桃太郎大通り、県庁通り及び城下筋に面する側（隅切り部分を含む）に設置する屋外広告物については、桃太郎大通り、県庁通り及び城下筋のモデル地区掲出基準を適用する。

・モデル地区内における全ての広告物の表示又は掲出物件の設置は、モデル地区掲出基準を満たすこと。ただし、県道原尾島番町線に面する側に設置する屋外広告物については適用しない。

・岡山市屋外広告物規則別表第2の壁面広告物の1壁面の利用割合限度の基準には禁止地域における基準はなく、適用されない。